（表）

給水装置の管理義務違反に関する指示書

年　　月　　日

様

清川村長　　　　　　印

清川村簡易水道条例第42条の規定に基づき、次のとおり指示します。

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置設置場所 | 清川村　　　　　　　　　　　　番地 |
| 水栓番号 |  |
| 措置指示事項 |  |

（裏）

|  |
| --- |
| 清川村簡易水道条例抜粋  （水道使用者等の管理上の責任）  第24条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。  ２　前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。  ３　第１項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。  （給水装置の検査等）  第42条　管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。  （給水の停止）  第44条　管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。  (２)　水道使用者が、正当な理由がなくて、第31条の使用水量の計量、又は第42条の検査を拒み、又は妨げたとき。 |